

女性に優しくない Trouble that doesn't gallant to ladies トラブル

弁護士・山田森一

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍する。

第46回：名譽毀損

悪質な噂話に、随分と追い詰められておられるようでお気の毒です。

しかし、これを法的に扱うにはとても厄介です。

通常、悪質な噂話を流され、その人の評価を低落させたような場合、その噂が真実であるとなかるうと、名譽毀損

山田先生、こんにちは。いつも先生のコラムを持見し、参考にさせて戴いています。わたしは43歳の主婦で子ども売春をしている、若いパパ活者で遊んでいる等の悪質な噂話に悩まされ、心身共におかしくなっています。

その悪意ある噂を流した同年代の主婦だけでなく、親しかつた友人からも白い目で見られ、もうここには住めないと感じています。

そこでわたしは、その主婦を相手に損害賠償の請求をしようと思うのですが、慰謝料とか、引越しの費用とかも請求できるのでしょうか？

(心身共に疲労困憊中の主婦)

噂話で人物評価を低下させた場合、その噂が真実であっても有罪です。

こう言つてしまふと、「なんだ、簡単じゃないの」との感想をお持ちになるでしょうが、そうでもないのです。

通常こんな悪質な行為は、流された時点で、加害者と被害者が根本的なトラブルを抱えている場合が多いです。

数ヶ月前から始まったとのことです、この頃、加害者との間に何かトラブルはなかったのでしょうか？もし、思

いつくならう仲裁者を立て、元のトラブルの解決を図ることが有効です。しかし、それはできないと取ることになります。

まず加害者に、「名譽毀損による刑事告訴、民事訴訟の提起などの法的手段を取る」と、内容証明郵便で、相手方に通知します。

ここで必要なのは、「公然

と事実を掲示」することです。つまり、加害者がどのような状況で、噂を広めたかの証拠を出すことです。

次は、名誉を毀損されたことを金銭で賠償するものです。今回の件で、損害が幾らになるのかの問題です。

芸能人や公人がメディアによる名誉毀損について争い、裁判になる事例はたくさんあります。こういった事件でも、その額は500万円を超えるものは多くありません。

ですが、芸能人らのケースと貴女のケースとの大きな違いは、名誉毀損が個人によつて行われたということです。通常、芸能人の場合、名誉毀損が明確に存在しています。しかし、貴女が加害者と考えている方が、噂の発信源だという明確な証拠がなく訴訟

し、否定された場合、裁判で損害賠償を得ることはとても難しいことです。また、悪い噂を信じている方々を証人に立てても、貴女

勝訴しても、損害賠償額は10万円程度。

また仮に証拠が揃い、損害賠償を得られたとしても、貴女の場合、10万円程度の賠償額になるという印象を受けます。更に、「引越し費用」名目の賠償を受けることは、まず言わざるを得ないので

に有利な証言をしてくれるとも思えません。そういう意味で、貴女が裁判で損害賠償を得ることはとても難しい、と言わざるを得ないので

無理でしょう。損害賠償が得られたら、そこから引越し費用を出すしかありません。

お辛いでしょですが、人の噂も七十五日とも申します。冒頭で述べた通り、噂を流した女性とじっくり話し合い、問題を解決すべきです。

そして、毅然とした態度で生活し、貴女の名誉が回復されることを切に願います。



イラスト／ふじや奈央

山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受け付けます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。

罪となります。

また、民法上では不法行為とされ、損害賠償請求ができるます。更に、名譽毀損の原状回復といい、貴女の名譽を回復するためには必要な措置を、相手に求める事もできるのです。謝罪広告や接見禁止などがこれにあたります。